

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成27年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成27年1月30日（金）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長 堤 盛 良

1. 業務概要

(1) 業務名 H27 渡良瀬川流域防災情報等発信支援業務

(2) 業務内容 本業務は、渡良瀬川の情報発信と流域住民との交流の場となる渡良瀬川河川事務所の防災情報発信施設「わたらせ 川のふれあい館 せせら」（以下「せせら」という）の管理運営及び河川・砂防事業の理解及び環境や防災に対する意識を深めてもらうことを目的とした広報企画を実施し、渡良瀬川流域住民に対して渡良瀬川に関する防災情報等の発信を行うものである。

(3) 履行期限 平成28年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 配置予定技術者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成17年度以降に完了した業務（平成26年度完了予定の業務も含む。再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有すること。

- ・ 同種業務：国または地方公共団体の施設における「情報発信施設の運営管理」または「広報施設の運営管理」を行った業務
- ・ 類似業務：国または地方公共団体以外の施設における「情報発信施設の運営管理」または「広報施設の運営管理」を行った業務

- (6) 配置予定技術者（主たる担当者）については、平成27年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 経理課 契約係

電話：0284-73-5552

FAX：0284-73-6214

電子メール：watarase-keiri@ktr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連絡すること。

① 郵送の場合：上記（1）に申し出ること。

② 窓口での交付：平成27年1月30日から平成27年2月19日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(3) 企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成27年2月19日（木）17時15分

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無（日時および場所）

提出された企画提案書について以下のとおりヒアリングを実施する。

① 実施予定日：平成27年2月23日（月）

予備日 平成27年2月24日（火）

② 開始時間：後日連絡する。

③ 場所：渡良瀬川河川事務所会議室（住所は3.（1）と同じ。）

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画競争の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案者その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。